

## 鹿児島コミュニティシネマ 会員規則

(種別)

第1条 当法人の会員は次の通りとする。

- 1、(1)正会員 (2)準会員 (3)賛助会員 (4) 法人会員
- 2、正会員の種類は以下の通りとし、当法人の目的に賛同し入会した個人または団体で定時会員総会及び臨時会員総会における議決権を有するものとする。
  - (1)一般正会員 (2)学生正会員 (3)法人会員 (4)シニア正会員
- 3、準会員の種類は以下の通りとし、当法人の目的に賛同し入会した個人で定時会員総会及び臨時会員及び臨時会員総会における議決権は有しないものとする。
  - (1)一般準会員 (2)学生準会員 (3)シニア準会員
- 4、賛助会員は当法人の運営を援助する目的で入会した個人とし、定時会員総会及び臨時会員及び臨時会員総会における議決権は有しないものとする。

(入会手続き)

第2条 全会員は、以下の手続きを経て、入会を認めるものとする。

- 1、当法人所定の入会申込書（電子メールを利用したものも含む）の提出
- 2、既定の入会金及び会費の納入
- 3、学生会員は申込書と合わせて、公的な在学証明書(学生証、生徒手帳等)の提示を要する。
- 4、全ての会員は、申込書が当法人に到達し、入会金及び会費を支払った時に、入会を認める。

(入会金及び年会費の額)

第3条 入会金及び年会費は次のとおり定める。

1、一般正会員	3,100 円
2、一般準会員	2,100 円
3、学生正会員	2,100 円
4、学生準会員	1,100 円
5、シニア正会員	3,100 円
6、シニア準会員	2,100 円
7、法人会員	33,000 円
	55,000 円
8、賛助会員	10,000 円

(会員の権利)

第4条 会員は次の権利を有する。

- 1、一年間に開催されるすべての催しに会員価格で参加できる。
- 2、機関紙の製作、発行に参加し、受け取ることができる。
- 3、企画の提案、運営に参加できる。
- 4、ガーデンズシネマにおいて、以下に定める会員価格で入場できる。ただし、当法人が指定した場合は当規定が適応されないものとする。

- (1) 一般会員 1,300 円
- (2) 学生会員 900 円
- (3) シニア会員 1,100 円
- (4) 法人会員

(入会金及び年会費 33,000 円) 年間 30 本まで無料。以降、一般会員価格で入場可能。

(入会金及び年会費 55,000 円) 年間 50 本まで無料。以降、一般会員価格で入場可能。

(会員の義務)

第5条 会員は以下に定める事項を順守しなければならない。

- 1、会員は、この法人の活動に対して協力するものとする。

- 2、会員は、定款及び会員規則を遵守しなければならない。
- 3、会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、すみやかに届け出なければならない。

(会員資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1、退会したとき。
- 2、死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- 3、期限内に更新手続きが行われなかったとき。
- 4、除名されたとき。

(退会)

第7条 会員は、いつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員総会において、総会員の議決権の3分の2以上の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、会員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1、当法人の定款又は規則に違反したとき。
- 2、当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3、その他、法令の定める正当な事由があるとき。
- 4、前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 会員が定款第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(定款及び法令の準拠)

第11条 この会員規則に定めのない事項は、すべて当法人の定款及び一般法人法その他の法令に従うものとする。

付則

- 1 この規則は2011年8月1日から適用する
- 2 この規則は、理事会決議により改正することができる。
- 3 この規則は2014年4月1日から改定する